

# 税制の算出

課税遺産総額

⑩

1. 法定相続人 **a** の  
「法定相続分に応ずる取得全額」 → 下記の速算表により計算  $\langle$ 税額 $\rangle$  ⑪
2. 法定相続人 **b** の  
「法定相続分に応ずる取得全額」 → 下記の速算表により計算 ⑫
3. 法定相続人 **c** の  
「法定相続分に応ずる取得全額」 → 下記の速算表により計算 ⑬
4. 法定相続人 **d** の  
「法定相続分に応ずる取得全額」 ※ → 下記の速算表により計算 ⑭



相続税の総額 ⑪～⑭計

※法定相続人の人数だけ このワケが発生します。  
上記は「法定相続人4人」の例です。

## 〈速算表〉

| 法定相続分に応ずる取得金額      | 税率  | 控除額     |
|--------------------|-----|---------|
| 1,000万円以下          | 10% | —       |
| 1,000万円超～3,000万円以下 | 15% | 50万円    |
| 3,000万円超～5,000万円以下 | 20% | 200万円   |
| 5,000万円超～1億円以下     | 30% | 700万円   |
| 1億円超～2億円以下         | 40% | 1,700万円 |
| 2億円超～3億円以下         | 45% | 2,700万円 |
| 3億円超～6億円以下         | 50% | 4,200万円 |
| 6億円超～              | 55% | 7,200万円 |



～例～

課税遺産総額⑩ 50,000万円  
法定相続人 妻と子2人

妻 25,000万円 × 45% - 2,700万円 = 8,550万円  
子1 12,500万円 × 40% - 1,700万円 = 3,300万円  
子2 12,500万円 × 40% - 1,700万円 = 3,300万円

相続税の総額 15,150万円

☆配偶者が50%を相続した時 △7,575万円

子2人の納税額 7,575万円